



埼玉県報

第 2728 号
平成 27 年(2015 年)
9 月 4 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（西部地域振興センター）
- 平成 27 年度地籍調査事業計画の変更（土地水政策課）
- 脳深部刺激療法手術装置に関する契約の相手方等の公示（総合リハビリテーションセンター）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県立本庄高等学校ほか 23 校で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 埼玉県立川越特別支援学校ほか 26 校で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 埼玉県立総合教育センターほか 12 施設で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十七年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人パニック障害及びその他疾患支援会

（変更後） NPO法人オール・アシスト

三 代表者の氏名

葛西 進

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市柏原二千五百二十番地の百九十二狭山ニュータウン六十六―三

五 定款に記載された目的

（変更前） この法人はパニック障害を始め、数ある精神的疾患や社会的認知度の低い病気、自然災害などから受けた心的外傷などで苦しむ人たちの総合的なサポートを行い、正しく医療機関を受診し、早期に日常生活を行えるよう、精神面、実働面でもサポートしていく。これら疾患の社会的認知が低いため、この法人は社会全体への啓蒙活動を総合的に行い、これら疾患に苦しむ人たちへの理解、雇用の安定を訴えていく。また難病などの介護をしている家族などへの心のケアも行っていく。病の悩みを軽減し、数少ない同じ疾患症状者がweb上で懇親会などを行い、悩み相談、想いの共有などコミュニケーションをとり、寛解に向かうための勇気を持ってもらう。音楽や芸術など文化的な鑑賞、実演習得などで、これら症状の根本であるストレス、及び精神的外傷を軽減し、生活安定の向上を図る。当法人の継続的な目標として日本社会全体が、目に見えない精神的な病への理解

と認知を図り、これら疾患に苦しむ人たちが安心して社会生活を送れるような環境を作っていくことを目的とする。

（変更後）この法人は社会的認知度の低い病気などで苦しむ人たちへの総合的なサポートを行う。音楽や芸術など文化的な鑑賞、実演習得などを通じ、ゆとりある生活をめざす。当法人の継続的な目標として病への理解と認知を図る。これらの人たちが正しい治療を受けることを推奨する。芸術文化を通してゆとりのある社会生活を送れる環境を目指す。これをもって保健、医療、福祉の増進、また芸術文化の振興を目的とし、国民生活の向上に寄与する。

告示

埼玉県告示第千二十一号

平成二十七年埼玉県告示第三百七十八号（平成二十七年度地籍調査事業計画）の一部を次のように改正したので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成二十七年九月四日

埼玉県知事 上田清司

表中

越谷市	越谷第八―二計画	平成二十七年四月一日から
部)	区（大字大泊の一	平成二十八年三月三十一日まで

を

越谷市	越谷第八―二計画	平成二十七年八月三十一日から
部)	区（大字大泊、大字上間久里の各一	平成二十八年三月三十一日まで

に改める。

告 示

埼玉県告示第千二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
脳深部刺激療法手術装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局管理・業務部管財・用度担当
埼玉県上尾市西貝塚 148 番 1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年 7 月 3 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
アイティーシー株式会社 東京都千代田区神田富山町 10 番地 2 アセンド神田 7
階
- 5 契約金額
51,694,956 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1
項第 1 号に該当

告 示

埼玉県告示第千二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ越谷レイクタウン店

埼玉県越谷市レイクタウン九丁目二番の一部

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

大和ハウス工業株式会社 代表取締役 大野直竹

大阪府大阪市北区梅田三丁目三番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年四月二十一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千三百十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一五〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一六立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時三十分から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十七年八月二十日

二 縦覧期間

平成二十七年九月四日から平成二十八年一月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年九月四日から平成二十八年一月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年九月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

PEONY WALK 東松山

ケーズデンキ ピオニウオーク東松山

埼玉県東松山市あずま町四丁目三番地外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一二七二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 八二二台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 十八か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 十六か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十七年八月二十二日外

ニ 届出年月日

平成二十七年八月二十一日

二 縦覧期間

平成二十七年九月四日から平成二十八年一月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年九月四日から平成二十八年一月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立本庄高等学校ほか23校で使用する電気
予定使用電力量6,309,700キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年6月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
プレミアムグリーンパワー株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目1番1号
- 5 落札金額
131,644,344円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年5月15日

告 示

埼玉県告示第千二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立川越特別支援学校ほか26校で使用する電気
予定使用電力量3,865,700キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年6月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
プレミアムグリーンパワー株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目1番1号
- 5 落札金額
83,248,391円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年5月15日

告 示

埼玉県告示第千二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立総合教育センターほか12施設で使用する電気
予定使用電力量3,842,700キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年6月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
プレミアムグリーンパワー株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目1番1号
- 5 落札金額
74,811,340円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年5月15日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年九月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年五月二十一日

指令川建セ第二七〇〇七〇号

二 検査済証番号

平成二十七年八月三十一日

川建セ第二七〇〇四三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都十四番二十五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市沢口町四番地五ヴェルジェメゾンF―二〇一

清水 義明

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年九月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年二月二十三日

指令川建セ第二六〇〇九八〇号

二 検査済証番号

平成二十七年八月三十一日

川建セ第二七〇〇四八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字北下砂字中通百九十番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字北下砂百九十一番地

野口 貴弘

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年九月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年三月二十三日

指令川建セ第二六〇一一七〇号

二 検査済証番号

平成二十七年九月一日

川建セ第二七〇〇四六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字南吉見字川向百三十一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市加美町十一番四十四号 柿の樹A一〇二

舟橋 正樹

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年九月四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

一 許可番号

平成二十七年八月二十日

熊建セ第〇八二七〇〇〇一〇号

二 検査済証番号

平成二十七年九月一日

熊建セ第百五十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入字高根沢天王裏二千九百八十一番二、二千九百八十一番九、二千九百八十一番十三、二千九百八十一番十四、二千九百八十一番十九、二千九百八十一番二十、字高根沢萩畝三千五十番十、三千五十番十七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県 埼玉県知事 上田 清司

告 示

埼玉県教委告示第二十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十七年九月四日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

一 日時

平成二十七年九月十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告示

埼玉県選管告示第六十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十七年九月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	株式会社日本ヒューマンサポート 介護付有料老人ホームヒューマンサポート幸手	埼玉県幸手市北一丁目十三番二十号
老人ホーム	社会福祉法人苗場福祉会 特別養護老人ホームケアカレッジ	埼玉県所沢市三ヶ島五丁目 千四百四十五番地六